

請求書等を帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が新設されました

～ 令和7年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の普及に向けて

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者の方が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、事業者の方の生産性の向上や経営の高度化が期待されます。それらの事務の中でも、(1)請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、(2)当該データが変更等されず保存されるとともに、(3)仕訳もデータ連携により記録され、(4)そのデータが税務申告・納税まで連携されるような場合、人手による入力作業を介さないため、事業者の事務負担の軽減や税務コンプライアンスの向上等を図ることが期待できます。

令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正においては、このうち請求書等のデジタルデータ（電子取引データ）を自動で保存し、帳簿に自動連携する仕組みに対応した制度が、電子帳簿保存法に新設され、それらの電子取引データを一定の要件（下記「送受信・保存の要件（ルール）」参照）を満たして送受信・保存を行う場合、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象^(※1)から除外すると共に、青色申告特別控除65万円を適用することができるとされています。^(※2)

(※1) 電子取引データは、紙の書類等を保存する場合に比べ、複製・改ざん行為が容易で、その痕跡が残りにくいという特性があることから、電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重することとされています。

(※2) 重加算税の10%加重の適用除外は、令和9年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について、青色申告特別控除は令和9年分以後の所得税について適用されます。

上記の税制上の措置を受けるためには、国税庁長官が定める基準に適合するシステム^(※3)を使用した上で、電子取引データを新設された一定の要件を満たして送受信・保存を行い、確認できるようにしておく必要があります。また、あらかじめ届出書の提出が必要です。

➤ 送受信・保存の要件（ルール）

	新設する送受信・保存の要件
I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。 【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと） 【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データと電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと 【電子帳簿との相互関連性確保】

(※3) 国税庁長官が定める基準に適合するシステムとは、**①**デジタル庁が管理する仕様に従って送受信されたデジタルインボイス（「Invoice JP PINT」又は「JP Self-Billing」）又は、**②**預貯金口座における決済データのいずれかの電子取引データについて、上記の新設された要件に従って保存できる機能を有するシステムのことをいいます。

➤ 新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ

